

職員の懲戒処分について

1 対象職員

26歳・男性職員・本所営業部（一般職）

2 懲戒処分の日

令和2年7月20日

3 処分内容

停職（2ヶ月）

4 処分理由

不適切な事務処理

当該職員の平成31年4月1日から令和2年7月10日の期間における当該職員の担当した案件の全件調査を行ったところ、令和2年3月31日から同年6月30日の期間において決裁者の決裁を受けずに信用保証書32件、決裁者の印鑑無断使用による信用保証書6件を発行の上交付していたことの実態が判明したため。

5 発覚に至った経緯及び今後の対応

同年7月に入り、当該職員が担当する案件に対する金融機関からの照会件数が異常に増加していることから同部署職員が不審に感じ、7月10日副課長等上司が当該職員に対し案件の処理状況等詳細についてヒアリングを行ったところ、新型コロナ対応に係る担当案件の事務量に対し自身の能力が追い付かず、また、自尊心から周囲に相談できず不適切な事務処理を行ったとの供述があり、担当する一部の案件の書類より事実が確認できたことから発覚したものです。

なお、調査の結果、不正処理案件の信用保証の適合性が確認され、改めて正規の事務手続きを行い、遡って役員より決裁を受けることとしており、金融機関及びご利用いただいたお客様にはご迷惑をお掛けいたしません。

また、今後は、速やかに全保証担当部署における業務運営状況を確認するため全件調査を実施することとしております。

6 再発防止に係る会長コメント

この度発生いたしました不正行為事案につきまして、お客様をはじめ、金融機関等関係機関や県民の皆様にご多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますこと深くお詫び

申し上げます。組織全体で今回の不祥事を心から反省し、ガバナンス態勢の強化及びコンプライアンスの立て直しなど速やかに再発防止策を強化し、着実な実施による適正な業務運営に役職員一丸となって取り組んでまいります。

担当：総務部 後藤

電話：019-654-1500